弁護士法人
長瀬総合法律事務所
NAGASE Sogo Law Office

NS News Letter

Vol. 10
2017. 1



CONTENTS

１．　Topics：母壁明日香弁護士加入のご挨拶
２．Column①：預貯金債権を遺産分割協議とする旨の判例変更
（最高裁平成２８年１２月１９日）
３．Column②：【企業法務】顧問弁護士活用事例
４．Column③：【離婚問題】夫婦関係・離婚問題でお悩みの方へ
５．Column④：【交通事故】交通事故でお悩みの皆様へ
６．　Notice：茨城県社会保険労務士会での講演のご報告
（平成２９年１月２５日）

１．Topics：母壁明日香弁護士加入のご挨拶

安心してご相談いただけるよう、明るい笑顔でお迎えいたします



はじめまして。弁護士の母壁明日香と申します。

司法修習を終え、平成２８年１２月に当事務所に入所いたしました。
出身は埼玉県越谷市ですが、幼い頃から、袋田の滝で観光をしたり、那珂湊で買い物をしたりするなど、茨城にはとても愛着があり、修習地も水戸を希望いたしました。

修習中は、改めて茨城の良さを知る機会がたくさんあり、この茨城に貢献したいという気持ちが強まりました。
自然にも恵まれたこの茨城で、弁護士として勤務できることを大変嬉しく思っております。

私は、皆様に寄り添い、最高のサービスを提供し、心から満足していただけるよう心がけております。弁護士に相談することに緊張される方も多いと思いますが、安心してご相談いただけるよう、明るい笑顔でお迎えいたします。
皆様の再生の実現のため、全力で努めてまいります。
どうぞ宜しくお願いいたします。

● 興味のある分野

家事、刑事、会社関係、外国人関係

● 趣味

・料理

茨城は野菜や魚介類がとても美味しいので、休日は旬の野菜を使った料理をよく作っています。

・旅行

温泉地に行き、その土地の名物を食べながら地酒を飲むことが大好きです。最近では、四国八十八ヶ所を逆打ちで一国参り（香川）もしました。東北・北陸は全県制覇しましたので、今後は関西方面に行きたいと思っています。

・ピアノ

４歳からピアノを習い、コンクールで賞をいただいたこともあります。
最近はなかなか弾く機会が少なくなってしまいましたが、ピアノを弾くとリフレッシュして頭が整理されるので、今後も弾き続けていきたいと思っています。



● 略歴

２０１１年　日本大学法学部法律学科　卒業
２０１３年　立教大学大学院法務研究科　修了
２０１５年　司法研修所　入所
２０１６年　司法研修所　修了
　　同年　弁護士法人長瀬総合法律事務所　入所

２．Column　預貯金債権を遺産分割協議とする旨の判例変更（最高裁平成２８年１２月１９日）

従来、預貯金を含む金銭債権は、相続開始と同時に法定相続分に応じて当然に分割され、各相続人に分割して移転するため、遺産分割の対象とはならないものとして取り扱われてきました（最高裁平成１６年４月 20 日等。分割債権説）。かかる分割債権説の下では、相続人同士の間で、預貯金も遺産分割の対象とする旨の合意がない限り、亡くなった被相続人から生前に多額の財産の譲渡を受けていた相続人（特別受益者）が、結果として相続において過度に有利に取り扱われ、相続人間で不公平が生じる可能性がありました。

しかし、昨年、平成２８年１２月１９日、最高裁は、分割債権説を採用していた従来の判例を変更し、預貯金が預金者においても確実かつ簡易に換価することができる点で現金との差をそれほど意識させない財産であると受け止められていること等を理由として、「**各種預貯金債権の内容及び性質をみると、共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となる**」との判断を示しました。

従来の判例の下でも、実務上、遺産分割手続の当事者の同意を得た上で、預貯金債権を遺産分割の対象とする運用が広く行われ、また、金融機関においても、相続人間のトラブルに巻き込まれることを未然に防ぐべく、相続人全員による遺産分割協議書や同意書がなければ各相続人からの分割承継した預貯金債権の払戻請求には応じない等の対等を取られており、その意味では、本件最高裁判決による判例変更は、従前の実務における取扱いを確認したものということができます。もっとも、前記のとおり、従来の判例が採用していた分割債権説の下では、相続人の一人でも預貯金債権を遺産分割の対象とする旨の合意に反対した場合、特別受益者が過度に有利に取り扱われる可能性があったため、今般の判例変更によって、かかる同意の有無にかかわらず、預貯金債権も遺産分割協議の対象に含めることが可能となり、家裁実務等にもたらす影響は非常に大きいものといえます。

このように、本件最高裁判決は、今後の相続実務に多大な影響を及ぼす可能性が高いことから、本ニュースレターで事案の概要、問題の所在、判旨の概要及び今後の実務への影響等を紹介することとします。

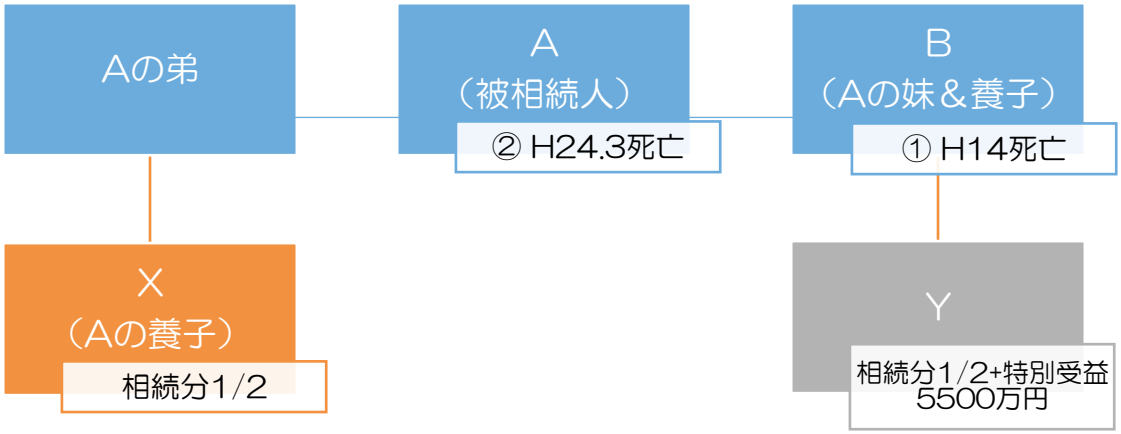
なお、今般の判例変更はあくまで預貯金債権に関するものであって、たとえば、個人が第三者に対して貸し付けていた貸金債権や、不法行為に基づく損害賠償請求等の預貯金債権以外の金銭債権については、本件最高裁判決の射程外であることに注意が必要です。

目次

I. 事案の概要 3
II.問題の所在−預貯金債権が遺産分割の対象に含まれるのか（☆） 3
III.本件最高裁判決の判旨 4
IV.実務への影響 5
V.残された課題 6

Ⅰ．　事案の概要

本件は、死亡した男性（＝被相続人、以下「A」といいます。）の遺族（A の弟の子であり、A の養子。以下「X」といいます。）が、A の預金について、別の遺族（A の妹であり A と養子縁組した B の子。以下「Y」といいます。）が受けた生前贈与などと合わせて遺産分割するよう求めた事案であり、非相続人・相続人の関係図は概要以下のとおりです。



また、A の遺産等は、概要以下のとおりです。

①　不動産	約２６０万円
②　預貯金	約４５００万円
③　B に対する生前贈与	約５５００万円

なお、本件では、X・Y との間で、②預貯金約４５００万円について、遺産分割の対象に含める旨の合意はなされていません。

また、B は A から③約５５００万円の贈与を受けており、これが Y の特別受益に当たります。

Ⅱ．　問題の所在−預貯金債権が遺産分割協議の対象に含まれるか（☆）

本件では、②預貯金が遺産分割の対象となるかが争点となりましたが、その議論の実益がどこにあるのかを正確に理解しておくことが重要となります。

端的には、「**預貯金債権が遺産分割の対象とならない場合、特別受益者に過度に有利な結果となり、相続人間の公平を損なう結果となるおそれがある**」ことにあります。

各相続人が相続の結果最終的にいくら受け取ることができるか（「具体的相続分」）を算定するためには、被相続人が相続開始の時に有していた財産に特別受益を加算したみなし相続財産（民法９０３条１項）及びみなし相続財産の価額に各相続人の法定相続分率を乗じて算出した相続分（「一応の相続分」）を計算する必要があるところ、②預貯金が遺産分割の対象となる場合、本件におけるみなし相続財産及び X・Y の一応の相続分は以下のとおりです。

みなし相続財産	250 万円＋4500 万円＋5500 万円＝1 億 250 万円
X の一応の相続分	1 億 250 万円×1/2＝5125 万円
Y の一応の相続分	1 億 250 万円×1/2＝5125 万円

Y は、一応の相続分以上に特別受益を受け取り過ぎている特別受益者に該当しますが、民法９０３条２項より、超過分を返還する必要はありませんので、結果として A の相続に関する具体的相続分は０円となります（ただし、別途、特別受益５５００万円は取得します）

これに対して、X は、一応の相続分は５１２５万円ですが、A の遺産総額１億２５００万円のうち、５５００万円は Y が特別受益として取得するため、X が最終的に取得する具体的相続分は、不動産２５０万円＋預貯金４５００万円を合算した、残りの４７５０万円となります。

すなわち、②預貯金が遺産分割の対象となるのであれば、X・Y の具体的相続分は以下のとおりとなります。

X の具体的相続分	不動産 250 万円＋預貯金 4500 万円＝4750 万円
Y の具体的相続分	特別受益 5500 万円

したがって、特別受益を取得した Y は、法定相続分が同じであるにもかかわらず、X の約３倍の利益を取得することとなり、②預貯金が遺産分割の対象となる場合に比して、明らかに不公平な結論となります。

なお、X の遺留分額は１億２５０万円×1/4＝2562 万 5000 円であり、これを侵害していないため、Y に対して遺留分減債請求を行うこともできないこととなります。

このように、本件最高裁判決以前の従来の判例の下では、預貯金を遺産分割の対象とする旨の合意がない限り、特別受益者が過度に有利な結果となりかねません。

そのため、遺産分割の対象とする旨の合意の有無にかかわらず、預貯金債権について遺産分割の対象に含めることができないかが、これまで問題となってきました。

III. 本件最高裁判決の判旨

前記争点について、本件最高裁判決は、「**共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となるものと解するのが相当である**」と判示し、続けて「以上説示するところに従い、最高裁平成 15 年(受)第 670 号同 16 年 4 月 20 日第三小法廷判決・裁判集民事 214 号 13 頁その他上記見解と異なる当 裁判所の判例は、いずれも変更すべきである。」として、従来の判例が採用してきた当然分割の法理を変更することとしました。

すなわち、本件最高裁判決は、①普通預金債権、②通常預金債権、③定期貯金債権の３つについて、相続開始と同時に分割承継されるものではなく、遺産分割の対象となる旨の判例変更を行ったものといえます。

本件最高裁判決判旨におけるポイントは、概要以下のとおりです。

1. 遺産分割の仕組み

- 「遺産分割の仕組みは、被相続人の権利義務の承継に当たり共同相続人間の実質的公平を図ることを旨とするものであることから、一般的には、遺産分割においては被相続人の財産をできる限り幅広く対象とすることが望ましい。」
- 「遺産分割手続を行う実務上の観点からは、現金のように、評価についての不確定要素が少なく、具体的な遺産分割の方法を定めるに当たっての調整に資する財産を遺産分割の対象とすることに対する要請も広く存在することがうかがわれる」

2. 預貯金の性質

- 「預貯金は、預金者においても、確実かつ簡易に換価することができるという点で現金との差をそれほど意識させない財産であると受け止められている」
- 「共同相続の場合において、一般の可分債権が相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されるという理解を前提としながら、遺産分割手続の当事者の同意を得て預貯金債権を遺産分割の対象とするという運用が実務上広く行われてきているが、これも、以上のような事情を背景とするものである」

3. 普通預金及び通常貯金

- 「普通預金契約及び通常貯金契約は、一旦契約を締結して口座を開設すると、以後預金者がいつでも自由に預入れや払戻しをすることができる継続的取引契約であり、口座に入金が行われるたびにその額についての消費寄託契約が成立するが、その結果発生した預貯金債権は、口座の既存の預貯金債権と合算され、１個の預貯金債権として扱われるものである」
- 「預金者が死亡することにより、普通預金債権及び通常貯金債権は共同相続人全員に帰属するに至るところ、その帰属の態様について検討すると、上記各債権は、口座において管理されており、預貯金契約上の地位を準共有する共同相続人が全員で預貯金契約を解約しない限り、同一性を保持しながら常にその残高が変動し得るものとして存在し、各共同相続人に確定額の債権として分割されることはない」
- 「相続開始時における各共同相続人の法定相続分相当額を算定することはできるが、預貯金契約が終了していない以上、その額は観念的なものにすぎない」

4. 定期預金

- 「定期郵便貯金について上記のようにその分割払戻しを制限する趣旨は、定額郵便貯金や 銀行等民間金融機関で取り扱われている定期預金と同様に、多数の預金者を対象とした大量の事務処理を迅速かつ画一的に処理する必要上、貯金の管理を容易にして、定期郵便貯金に係る事務の定型化、簡素化を図ることにある」
- 「しかるに、定期貯金債権が相続により分割されると解すると、それに応じた利子を含めた債権額の計算が必要になる事態を生じかねず、定期貯金に係る事務の定型化、簡素化を図るという趣旨に反する」

Ⅳ. 実務への影響

1. 家裁実務への影響

前記のとおり、従前の家裁実務上、預貯金を遺産分割の対象とする旨の相続人全員の合意があった場合に限って預貯金を遺産分割の対象とすることが認められていましたが、本件最高裁判決以降、相続人の同意の有無にかかわらず、預貯金を遺産分割の対象とすることが可能となります。

一方で、遺産が預貯金債権しかない場合であり、特別受益者が存在しない場合であっても遺産分割手続が必要となる可能性が生じ得ることに注意が必要です。

2. 銀行実務への影響

これまでの銀行実務では、預貯金債権が可分債権として当然に書く相続人に分割承継されるからといって、直ちに各相続人からの払戻請求に応じてきたわけではありません。

すなわち、預金者が死亡した事実を銀行等が知った場合、不注意によって無権利者に預金を支払うことがないようにするため、まず関係帳簿に預金者死亡の事実を注記するとともに、相続人と称する者から預金の払戻が請求された場合、正当な相続人であることを確認するため、戸籍謄本の徴求、相続人の印鑑証明の提出、住民票の提出、前相続人の念書の徴求といった手続が行われてきたとされています。

本件最高裁判決により、理論上も預貯金債権が当然に分割承継される訳ではなく、遺産分割の対象になることが明確になったことから、銀行等金融機関は、遺産分割手続が終了するまで、各相続人からの法定相続分に基づく払戻請求に応じなくなることが想定されます。

3.　相続税申告・納付への影響

本件最高裁判決により、遺産分割手続が終了するまで、各相続人はそれぞれの法定相続分に応じた預貯金の払戻請求ができなくなります。

その結果、たとえば、相続開始の事実を知った日から 10 ヶ月以内に相続税の申告・納付（相続税法２７条、３３条）が困難となる事態が生じることが予想されます。

このような事態に対処するためには、被相続人の生前から遺言を作成しておく等、あらかじめ準備しておくことが望ましいといえます。

また、本件最高裁判決における補足意見で指摘されているとおり、相続財産中の特定の預貯金債権を一部の共同相続人に仮に取得させる仮処分（仮分割の仮処分。家事事件手続法２００条２項）等を活用することも検討の余地があるものと思われます。

Ⅴ. 残された課題

1.　預貯金債権以外の可分債権の取扱い

本件最高裁判決は、あくまで①普通預金債権、②通常貯金債権、③定期貯金債権の３つについて、相続開始と同時に分割承継されるものではなく、遺産分割の対象となる旨の判例変更を下したにとどまり、それ以外の被相続人が有していた貸金返還請求権や不法行為等に基づく損害賠償請求権等についてまで遺産分割の対象とすることが判断されたものではありません。

これら預貯金債権以外の可分債権の取扱いについては、本件最高裁判決補足意見等でも判断が分かれており、今後の裁判例の集積を待つ必要があるものと思われます。

2.　相続開始後に入金された金銭の取扱い

本件最高裁判決は、あくまで被相続人が相続開始時に有していた財産の帰属が問題となっていますが、たとえば遺産の一部に賃貸不動産があり、当該不動産に係る賃料が相続開始後に被相続人の預金口座に入金されるといった事態が生じることもあり得ます。

本件最高裁判決は、かかる相続開始後に入金された金銭の取扱いについて判示したものではありませんが、補足意見において、これら相続開始後に入金された金銭についても遺産分割の対象に含めることが相当であるといった見解が示されており、今後の展開を注視する必要があるものと思われます。



３．Column②：【企業法務】顧問弁護士活用事例

顧問弁護士を依頼するかどうかお悩みの企業様にとってご参考となるよう、以下では当事務所における顧問先様の相談事例・活用事例についてご紹介いたします。

活用事例５：医療機器販売会社　取引先との売買代金トラブル

● お問い合わせ内容

顧問先企業様は、医療機器の販売を主な取扱とする法人です。
過去に行った医療機器の販売をめぐって、当時の取引先担当者から、売買代金の一部が不当であると主張されていました。
顧問先企業としては、何ら問題のない対応をしたものと自負していましたが、相手方が請求書等まで送付してきたために、今後の対応について悩んでいました。
そこで、顧問弁護士である当事務所へ、相手方への対応方法についてご相談に来られました。

● 解決方法

過去の売買取引に関する資料を整理していただいた上で、相手方が主張する売買代金の不当性について、法律上の問題があるかどうかを検討いたしました。
検討の結果、相手方が主張する売買代金の不当性については、相手方が十分な裏付け資料もなく主張しているに過ぎないと判断し、相手方の要求には応じないことで対応することとしました。
そして、顧問弁護士である当事務所が代理人として相手方との交渉を対応したところ、最終的には話し合いによって解決するに至りました。

● 所感

経営者の交渉対応等に割かれる時間的・精神的負担も軽減できるというメリット

今回は、元取引先担当者からの要求への対応が求められた案件でした。
検討の結果、相手方の主張には十分な理由がないと思われるケースでしたが、顧問先企業にとっては、このような対応をすること自体が時間的にも精神的にも大きな負担となるものでした。

そこで、当事務所が顧問先企業の代理人として対応することで、顧問先企業の負担を軽減しながら、相手方との交渉を適切に進めることが可能となりました。

顧問契約を締結いただくことで、顧問先企業の法的対応能力を向上させることが第一義的なメリットがありますが、そのほかにも経営者の交渉対応等に割かれる時間的・精神的負担も軽減できるというメリットがあります。

顧問契約を締結いただくことは、スポットで弁護士に依頼すること以上のメリットがあるといえます。



活用事例４：宿泊施設経営会社　宿泊客とのトラブル

● お問い合わせ内容

顧問先企業様は、宿泊施設（ホテル）を経営する法人です。
顧問先企業様が経営するホテルでは、毎日多数の宿泊客が利用していますが、中にはマナー違反を犯してしまう方もおり、対応に苦慮されておりました。
普段であれば、ホテル従業員で対応していたのですが、あるとき、ホテル内で宿泊客が泥酔した上ロビーで暴れてしまい、ホテルの備品を破損してしまったという出来事が起きてしまいました。
当初、宿泊客は酔いが醒めた後、ホテル側に謝罪した上で、毀損した備品代金や清掃費用は全額支払うと約束していました。
ところが、ホテル側が宿泊客の話を信用して帰ってもらったところ、約束の期日になっても一向に備品代金等は支払われないままでした。
顧問先企業様は、従業員や他の宿泊客に対する手前もあり、ホテルとして毅然とした態度を示すために、顧問弁護士である当事務所へ、宿泊客への対応についてご相談に来られました。

● 解決方法

当事務所でお話をうかがい、備品代金や清掃費用等が確認できる資料を整理した上で、宿泊客に対する代金請求（債権回収）に向けて動きました。

当方が代理人として内容証明郵便を送付し、上記費用を請求する旨通知したところ、相手方も弁護士が代理人として選任されたことでホテル側の本気度を理解し、早期に支払に応じてもらうことができました。

● 所感

かえって弁護士に依頼するコストを抑えることも可能となる一例に

今回は、ホテル側にとっての損害額自体は微々たるものではありましたが、従業員や他の利用客に対するホテル側の毅然とした態度を示したいという意向があったため、債権回収を行うことになりました。

仮に顧問契約をご締結いただいていない場合、少額の債権回収の場合には、かえって弁護士費用の方が高くついてしまい、経済的には割が合わないということも起きてしまうおそれがあります。

この点、本件では、顧問契約を締結していただいていることから、顧問料の範囲内で対応させていただくことで、顧問先企業にとっても特に負担なく弁護士に依頼することが可能でした。

顧問契約を締結していただくことで、かえって弁護士に依頼するコストを抑えることも可能となる一例ということができます。



わたしたちは、多数の離婚問題を解決してきた実績があります。



離婚は、これまでのご家族を清算するという面があります。

お子様の親権をどうすれば良いのか、財産関係をどのように清算すれば良いのか、
お悩みやご負担はとても重いと思います。
一方で、離婚は、新たな人生の再スタートでもあります。
私たちは、離婚問題を適切に解決することで、お互いがより良い人生へと再スタートできる場面であると考えています。

あなたの人生の再スタートを、離婚問題のプロである私たちがサポートします。

詳しくは以下のサイトをご参照ください。

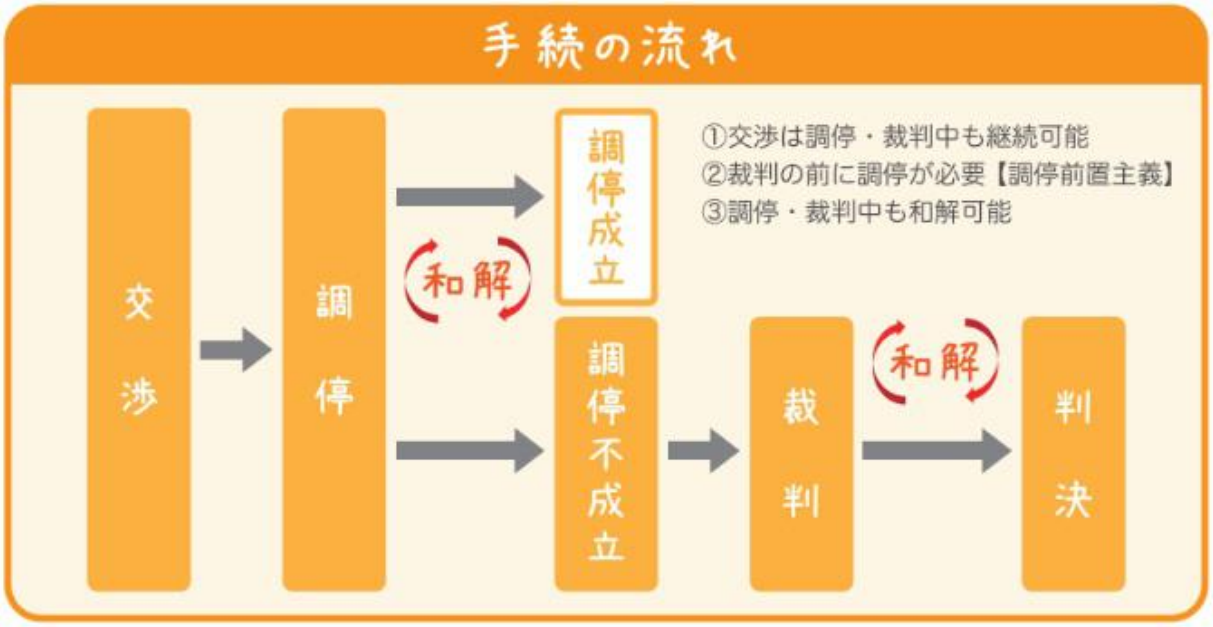
離婚問題サイト ▶http://rikon.nagasesogo.com



● 離婚手続きの流れ



離婚は、一般に①協議離婚、②調停離婚、③裁判離婚の流れで進んでいくことになります。



①　協議離婚

事情聴取	相手方との交渉	協議内容の検討	協議離婚の手続
不受理申出制度の活用	交渉不成立の場合には調停・裁判へ	公正証書の作成	離婚届の提出

1.　協議内容

離婚する場合、協議すべき事項は以下の点です。

①親権者の指定
②監護についての指定
③養育費
④面接交渉
⑤財産分与
⑥慰謝料
⑦履行の確保
⑧復氏

2.　協議離婚の手続

協議離婚の届出は「当事者双方及び成年の証人二人以上が署名した書面で、又はこれらの者からの口頭で、しなければならない」とされていますが、実際には、離婚届の大半は書面で行われています。

市区町村役場窓口に備え付けられている離婚届用紙に記入し、当事者が署名捺印して役場に提出すれば完了します。

届出にあたっては、当事者双方が揃う必要はなく、当事者一方の提出でも、郵送での提出でも構わないとされています。

3.　不受理申出制度

離婚届の審査は形式審査です。

したがって、たとえ偽造された離婚届でも、形式さえ整っていれば受理されてしまいます。

そうすると、ご本人の知らないところで、相手方が無断で離婚届を出してしまうということが想定されます。

そこで、離婚を希望しない者から、あらかじめ離婚届を受理させないための、不受理申出制度が設けられました。

なお、この不受理申出制度は、これまでは不受理の期間が６ヶ月以内に限定されていましたが、戸籍法が改正され、平成２０年５月１日からは不受理期間が撤廃され、本人からの取下がない限り不受理期間が続くことになりました。

②　調停離婚



1.　調停の成立

調停手続で当事者間に合意が成立し、これを調書に記載したときには、調停が成立したものとして、同調書の記載は確定判決と同一の効力があります。

2.　調停の不成立

調停の不成立とは、調停委員会が、当事者間に合意が成立する見込みがない場合、または成立した合意が相当でないと認める場合において、家庭裁判所が家事審判法２４条１項の審判をしないときに、調停が成立しないものとして、事件を終了させることを言います。調停の不成立に対しては、不服申立手段はありません。

調停手続での協議を望む場合には、

①　次回期日を指定してもらうよう調停委員にお願いするか、

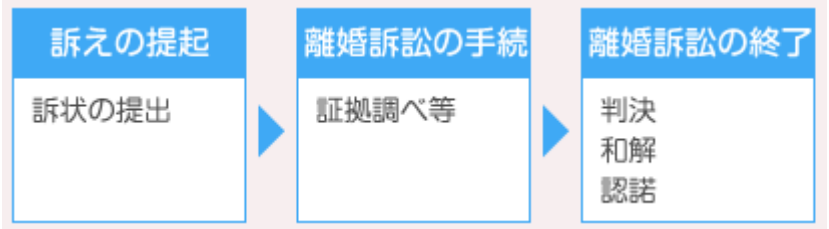
②　調停不成立後に再度自ら調停を申し立てることになります。

3.　調停の取下

調停係属中であれば、申立人はいつでも申立を取り下げることができます。

一度調停を取り下げても、再度調停を申し立てることは制限されていません。

③　裁判離婚



●　離婚の料金

離婚の各種パッケージプランを掲載しています。ご自身にあったプランをお選びください。

詳しくは　離婚サイトの下記ページをご覧ください。

離婚の流れ　▶　http://rikon.nagasesogo.com/flow/

弁護士費用　▶　http://rikon.nagasesogo.com/fee/

4. Column③：【交通事故】交通事故でお悩みの皆様へ



私たちが解決した事例をご紹介します。

私たちが担当することで、当初保険会社から提示された金額が大幅にアップしました。
被害者の方は、適正な賠償金を得ることができました。

事例1　提示額0円→解決額3,400万円の増額！過失割合の修正・慰謝料・逸失利益の大幅な増額

保険会社との交渉

ご友人の運転する自動車に同乗中、トラックに衝突されて亡くなってしまったというケースです。
保険会社は、被害者遺族に対し、解決金額として約5,800万円を提示・支払済。それ以上の支払には応じないとの回答でした。ご遺族のAさんは、保険会社の対応に納得ができず、私たちに相談しました。

裁判での争点

裁判では、過失割合は認められないこと、慰謝料や逸失利益が低額すぎることを争いました。
裁判での主張・立証の結果、当方の主張が全面的に認められた上、遅延損害金も考慮した金額での和解を獲得することができました。

結果

裁判の結果、当初は保険会社はこれ以上支払う金額はないと主張していましたが、さらに3,400万円を獲得することができました。



事例2　必要な検査の見直し・適正な後遺障害等級の獲得

治療段階での依頼

Bさんは、交通事故で脳挫傷等の傷害を負いました。保険会社からは、何も説明がなく、示談金を支払って解決したいとの提案がありました。Bさんのご家族は、保険会社の対応を不審に思い、私たちに依頼しました。

病院への同行・聞き取り調査

私たちは、Bさんのカルテを取り寄せ、怪我の重大さから、予想される後遺障害を検討しました。
そして、追加検査が必要であると判断し、Bさんに同行して病院を訪ね、主治医の先生に追加検査を依頼しました。
また、Bさんの日常生活の状況等について、聞き取り調査を行い、事故による後遺障害の影響を調査しました。

結果

追加調査等の結果、Bさんは、併合4級の後遺障害を獲得しました。
追加調査等がなければ、より低い後遺障害等級になったことが予想されます。自賠責保険金だけでも、数百万円の差額が生じうることになります。

私たちは、被害に遭われた方とそのご家族が、交通事故に遭われる前の穏やかな日常を取り戻すことができるよう、最大限の救済に務めてまいります。

交通事故の法律相談は『無料』です。



事例3　1,300万円以上の増額・逸失利益の大幅な見直し

Cさんは、バイクを運転中、自動車に衝突されたために、左大腿骨骨折等の傷害を負ってしまいました。

保険会社との交渉

Cさんは、当初は自分で示談交渉をしていました。ですが、若干の増額しか提示されなかったため、複数の法律事務所にご相談されました。当事務所も、Cさんからお預かりした資料を検討し、本件で実現されるべき損害賠償額は、保険会社の提示額と相当程度開きがあることから、交通事故の専門家に相談して対応すべきであるとアドバイスしました。その後、Cさんから当事務所に正式にご依頼をいただき、当事務所で代理交渉を行っていくこととなりました。

争点

本件では、逸失利益が大きな争点となりました。保険会社は、労働能力喪失率や労働能力喪失期間について消極的な見解を示してきましたが、当事務所でカルテ等を取り寄せて検討したところ、裁判基準から減額すべき事情はないことを確認し、交渉を続けました。その結果、最終的に保険会社も逸失利益の減額は困難であると判断し、当方の主張額で合意に至ることになりました。

結果

その結果、当初の保険会社の提示額から、約1,300万円もの増額を実現することができました。



事例4　2,000万円以上の増額

Dさんは、自動車同士の衝突事故によって、高次脳機能障害及び醜状障害の傷害を負ってしまいました。

保険会社との交渉

Dさんは、保険会社の担当者から、今回の事故に関する示談書を提示されましたが、果たしてこの提示額が妥当かどうかわからず、ご相談にお越しになりました。
ご相談を伺い、相手方保険会社が提示する賠償額を検討したところ、明らかに①後遺障害慰謝料と②後遺障害逸失利益が低額であることが判明しました。

争点

まずご本人のカルテを取り寄せ、高次脳機能障害の程度について検討いたしました。
そして、検討結果をもとに相手方保険会社と交渉を重ねた結果、受任から約6ヶ月で、示談に至りました。

結果

結果として、当初の提示額から2,000万円以上増額することができたことになります。



交通事故専門サイト▶http://jiko.nagasesogo.com

５．Notice：茨城県社会保険労務士会での講演のご報告（平成２９年１月２５日）

当事務所では、これまでにも社会保険労務士の先生方に向けて労働問題の実務に関する連続セミナーを開催してまいりました。

このたび、茨城県社会保険労務士会様のご厚意をいただき、「労使紛争解決に際しての実務上の留意点」と題する講義を担当させていただきました。

【日時】平成２９年１月２５日（水）
【場所】ホテルテラスザガーデン水戸４階会場（アクセス（外部サイト））
【講師】長瀬佑志

当日は、多数の社会保険労務士の先生方にご参加いただき、活発な意見を交わさせていただきました。

今後も社会保険労務士の先生方のお役に立つことができるような取組を継続してまいりたいと考えております。

今後とも当事務所の活動についてご理解・ご協力賜りますようお願い申し上げます。



お名前：

ご住所：

連絡先：TEL

■■　お客様お問い合わせ記入欄　■■

今回の記事に関して、ご質問・ご不明点があれば、左記にご記入のうえ下記までお問い合わせください。

TEL　029-875-8180（平日 9:00～17:00）
FAX　050-3730-0060
E-MAIL　nagase@nagasesogo.com

□　今回の記事について相談したい
□　開催セミナーについて相談したい

【お問い合わせ先】事務所名：弁護士法人長瀬総合法律事務所

［牛久本部］

〒300-1234

茨城県牛久市中央 5 丁目 20 番地 11

牛久駅前ビル 501

TEL　029-875-8180

FAX　050-3730-0060



［日立支所］

〒317-0073

茨城県日立市幸町 1 丁目 4-1

日立駅前ビル 4 階

TEL　0294-33-7494

FAX　050-3730-0060



【事務所理念】

すべてのクライアントの「再生」のために

私たちは、この使命を実現するために、最高のリーガルサービスを提供できるよう常に研鑽に務め、組織を発展させます

【事務所ＵＲＬ】

総　合　サ　イ　ト　：http://nagasesogo.com
交通事故サイト：http://jiko.nagasesogo.com
刑事事件サイト：http://keiji.nagasesogo.com
離　婚　サ　イ　ト　：http://rikon.nagasesogo.com
債権回収サイト：http://saikenkaisyu.nagasesogo.com
相続・遺言サイト：http://souzoku.nagasesogo.com
労働問題サイト：http://roudou.nagasesogo.com
企業法務サイト：http://houmu.nagasesogo.com